

秋田県立秋田南高等学校中等部給食調理等業務委託企画提案競技実施要領

1 趣旨

この実施要領は、秋田県立秋田南高等学校中等部（以下、「学校」という。）が実施する給食調理等業務委託に係る受託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

本実施要領と、学校が公表したその他資料等との間に異なる点がある場合には、本実施要領に記載している内容を優先します。

2 業務内容

(1) 業務名 秋田県立秋田南高等学校中等部給食調理等業務委託
(2) 業務の仕様等 <資料2>業務委託仕様書のとおり
(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
※ 本契約は長期継続契約に該当するため、契約期間の各年度における経費の予算の範囲内においてその給付を受けることになります。

3 実施スケジュール

(1) 公募開始（実施要領等の公開）	令和8年2月2日（月）
(2) 実施要領等に関する質問の受付期限	令和8年2月10日（火）正午
(3) 上記質問に対する回答の掲載（最終）	令和8年2月16日（月）
(4) 参加資格確認申請書の提出期限	令和8年2月16日（月）午後4時
(5) 参加資格確認結果の通知	申請の都度～ 最終 令和8年2月17日（火）
(6) 企画提案書等の提出期限	令和8年2月25日（水）午後4時
(7) 審査結果の通知	令和8年3月上旬
(8) 契約締結	令和8年3月中旬

4 参加資格に関する事項

この企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加要件の全てを満たす者で、かつ、秋田県立秋田南高等学校中等部校長（以下、「校長」という。）から参加資格の確認を受けた者とします。

(1) 次に掲げる者以外の者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者
- ウ 参加資格確認の日において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく営業の禁止又は停止の処分を受けている者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民

事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でない者

- (3) 秋田県内に本店、支店又は営業所を有する者
- (4) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でない者
- (5) 秋田県税に滞納がない者及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）
- (6) 過去2年以内に、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校と学校給食業務及び学校以外の施設等給食業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者

5 手続等に関する事項

(1) 事務局

秋田県立秋田南高等学校中等部 事務室

住所：〒010-1437 秋田県秋田市仁井田緑町4番1号

電話：018-833-7431

FAX：018-833-7432

メールアドレス：akitaminamikoutougakkou@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技に必要な資料等の交付

説明会は実施しません。企画提案競技に必要な資料等は、次により交付します。

ア 交付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月16日（月）まで

イ 交付場所

秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」より、次の「ウ 交付書類」をダウンロードすること。

ウ 交付書類

<資料1>企画提案競技実施要領（本書）

<資料2>業務委託仕様書

<資料3>企画提案書記載要領

<資料4>企画提案競技審査要領

<資料5>調理場図面

<資料6>調理場設備・備品一覧

<資料7>業務委託契約書（案）

[様式1] 実施要領等に関する質問票

[様式2] 企画提案競技参加資格確認申請書

[様式3] 会社概要等整理票

[様式4] 業務受託実績整理票

[様式5] 企画提案書提出届

[様式6] 企画提案競技参加辞退届

[様式7] 加点措置評価資料提出票

（3）実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、〔様式1〕実施要領等に関する質問票により受け付けます。

ア 受付期間

公募開始の日から令和8年2月10日（火）正午まで

イ 受付場所

（1）に記載の事務局

ウ 提出方法

FAX又は電子メール

エ 回答方法

秋田県立秋田南高等学校・中等部ホームページに掲載

なお、回答内容は本要領及び仕様書の追加又は修正とみなします。

オ 掲載期日

随時掲載（最終掲載：令和8年2月16日（月））

カ その他

実施要領等に関する質問、照会又は連絡等は、この要領に定める手続以外は受理しないものとします。

（4）企画提案競技の参加資格確認申請等

企画提案競技に参加を希望する者は、次の書類を提出し、参加資格の確認を受けなければなりません。参加要件を満たすと確認を受けた者に限り、企画提案競技に参加することができます。

ア 提出書類

〔様式2〕企画提案競技参加資格確認申請書

〔様式3〕会社概要等整理票

※会社概要等紹介パンフレットがある場合は併せて提出すること。

〔様式4〕業務受託実績整理票

イ 提出期限

令和8年2月16日（月）午後4時

ウ 提出場所

（1）に記載の事務局

エ 提出方法

持参又は郵送

※ 持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後4時までとします。

郵送の場合は書留郵便に限ります。（期限内必着）

オ 参加資格の確認及び通知

随時確認を行い、FAX及び郵送により、書面で結果を通知します。

（最終通知：令和8年2月17日（火））

カ その他

- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載があったときは、参加資格を取り消します。

- ・ 参加資格の確認を受けた者が参加要件を欠くことになったときは、参加資格を失います。
- ・ 都合により企画提案競技への参加を辞退するときは、速やかに〔様式6〕企画提案競技参加辞退届を（1）に記載の事務局に提出してください。

（5）企画提案競技の参加資格が認められなかった者に対する説明

企画提案競技の参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、校長に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができます。

ア 提出期限

令和8年2月18日（水）午後4時

イ 提出場所

（1）に記載の事務局

ウ 提出方法

FAX、電子メール又は持参

（6）企画提案書等の提出

企画提案競技の参加資格の確認を受けた者は、業務委託仕様書等関係資料を熟読した上で、次の書類を提出してください。

ア 提出期限

令和8年2月25日（水）午後4時

イ 提出場所

（1）に記載の事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後4時までとします。

郵送の場合は書留郵便に限ります。（期限内必着）

エ 提出書類及び提出部数

①〔様式5〕企画提案書提出届 1部

②企画提案書（様式任意） 正本1部、副本5部

③経費見積書（様式任意） 正本1部、副本5部

次の④～⑥については、希望する場合のみ提出してください。

④〔様式7〕「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る加点措置評価資料提出票

⑤賃金水準の向上に関する取組を評価する次の書類 1部

賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合は、次表の書類（a～dについて）は該当する書類：直近年である令和6年及びその前年分である令和5年）を提出すること。

区分		提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	a 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	b 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる資料
	役員を除く従業員が対象	c 税理士または公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる資料	d 税理士または公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

a 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収合計表(375)」における区分 [Ⓐ 債給、給与、賞与等の総額] の [支払金額] 欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。

b 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業所として a に準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

c 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収合計表(375)」における区分 [Ⓐ 債給、給与、賞与等の総額] の [支払金額] から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。

d 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業所として c に準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

⑥ 「女性の活躍推進」に関する取組を評価する次の書類

女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合は、次の書類を提出すること。

区分	提出書類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し（写真可）

才 注意事項

- ①提出できる企画提案は、参加者1者につき1案とします。
- ②企画提案書は、提出書類は、原則として日本工業規格A4判縦に横書きで作成してください。
- ③企画提案書には、必要に応じて図、表その他資料等を添付してください。
添付資料は、原則としてA4判としますが、文字が小さくて見えづらいなどの場合はA3判としてもかまいません。
- ④経費見積書は、一年当たりの年額・月額（契約年分・消費税額及び地方消費税額を含む。）を記載し、内訳を明示してください。
なお、費用の算定においては、契約期間中の最低賃金・物価上昇率等の推移を踏まえた適切な金額を算定してください。
- ⑤提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなします。
- ⑥一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができません。
- ⑦次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。
 - ・虚偽の内容が記載されている。
 - ・誤字、脱字等により必要事項が確認できない。
 - ・本企画提案競技に関する条件に違反している。

6 受託候補者の選定方法等に関する事項

企画提案の内容は、秋田県立秋田南高等学校中等部給食調理等業務委託企画提案競技審査委員会が、<資料4>企画提案競技審査要領に基づき審査します。

(1) 審査方法

提出された、会社概要等整理票、業務委託実績整理票、企画提案書、経費見積書及びその他書類により審査します。ヒアリングは行いません。

(2) 受託候補者の選定方法

企画提案競技審査要領により、第1順位者を受託候補者として選定します。第1順位者の受託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行います。

なお、企画提案者が1者のときは、企画提案競技審査要領に定める基準に達していれば受託候補者として選定します。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後、参加者全員に書面により通知します。

7 契約に関する事項

(1) 契約の相手方及び委託契約金額

企画提案内容の審査の結果選定された受託候補者と、単独随意契約を締結します。

ただし、選定された受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その選定を取り消し、審査において次順位となった者と予定価格の範囲内で契約を締結するものとします。

(2) 受託候補者選定後の提出書類

受託候補者に選定された後、速やかに次の書類を提出してください。エ、オについては、受託候補者選定後に用紙を交付します。

ア 現在事項全部証明書（個人事業者の場合は住民票）※提出日前3か月以内に発行されたもの

イ 秋田県税に滞納がないことを証する書面（納税証明書）

ウ 社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面

エ （秋田県暴力団排除条例に係る）誓約書

オ （秋田県暴力団排除条例に係る）役員等名簿

(3) 契約保証金

受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。）第177条の規定に基づき契約保証金を納付する必要があります。ただし、過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、同規則第178条第3号の規定に基づき免除します。

また、受託者が納付した契約保証金は同規則第179条の規定に基づき還付します。

8 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはいけません。

(2) 参加者は、企画提案に当たっては競争を制限する目的で他の参加者と参加意志及び提案内容についていかなる相談も行ってはいけません。

(3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはいけません。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執

行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取り止めることができます。

9 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提出書類の取扱い
 - ア 参加者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。
 - イ 参加者が提出した書類は、返却しません。
- (3) 企画提案内容に含まれる特許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (4) 企画提案競技に係る費用は、参加者の負担とします。